⑷　家庭裁判所は、必要がなくなったと認めるときは、請求により、補助の制度に係る各審判を取り消すことができるものとする。（第十二条第二項、第四項、第五項関係）

3　補助人の解任事由の新設、補助人の義務に関する見直し等

⑴　家庭裁判所は、本人の利益のため特に必要があるときは、補助人を解任することができるものとする。（第八百七十六条の五関係）

⑵　補助人は、補助の事務を行うに当たり、適切な方法により、本人の意向を把握するようにしなければならず、その意向を尊重しなければならないものとする。（第八百七十六条の十一関係）

⑶　家庭裁判所は、補助人の報酬を定める際に、補助の事務の内容等を考慮するものとする。（第八百七十六条の十九関係）

⑷　補助人は、毎年一回一定の時期に、本人の状況等について家庭裁判所に報告しなければならないものとし、報告を受けた家庭裁判所は、補助の制度に係る各審判の要件がなくなったと認めるときは、職権で、当該審判を取り消すことができるものとする。（第十二条、第八百七十六条の二十一関係）

⑸　補助人は、本人が死亡した場合に、家庭裁判所の許可を得て、その死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結及び相続財産の保存に必要な行為をすることができるものとする。（第八百七十六条の二十六関係）

4　意思表示の受領の特別代理人の創設

家庭裁判所は、意思表示の相手方が精神上の理由により事理弁識能力を欠く常況にある者である場合において、その者のために意思表示を受ける者がないときは、請求により、その者のために意思表示を受けることができる特別代理人の選任をすることができるものとする。（第九十八条の三関係）

5　保管証書遺言の創設

普通の方式の遺言として、保管証書遺言を創設する。保管証書遺言は、遺言の全文が記載又は記録された証書に遺言者が署名又はこれに代わる措置を講じ、遺言書保管官の前で遺言の全文を口述するなどし、第５の法務局における遺言書の保管等に関する法律の定めに基づき遺言に係る証書を保管しなければ、その効力を生じないものとする。（第九百六十七条、第九百六十八条の二、第九百六十八条の三関係）

6　特別の方式の遺言における新たな方式の追加

⑴　死亡の危急に迫った者の遺言について新たな方式を追加し、遺言者が証人の一人に遺言の趣旨を口授し、証人が遺言の趣旨等を書面又は電磁的記録に記載し又は記録し、その状況を録音及び録画を同時に行う方法により記録すること等により、遺言をすることができるものとする。（第九百七十六条の二関係）

⑵　船舶遭難者の遺言について、その適用範囲を見直すとともに、新たな方式を追加し、遺言者が証人一人以上の立会いをもって口頭で遺言をする状況を録音及び録画を同時に行う方法により記録すること、又は口頭で遺言をする状況を録音及び録画を同時に行う方法により記録し、電子計算機を用いてその記録を特定の者に送信すること等により、遺言をすることができるものとする。（第九百七十九条第一項、第九百七十九条の二関係）

7　遺言における押印要件並びに証人及び立会人の欠格事由の見直し

⑴　自筆証書遺言、秘密証書遺言及び特別の方式の遺言における遺言者、証人及び立会人の押印要件を廃止する。（第九百六十八条、第九百七十条第一項、第九百七十六条第一項、第九百七十九条第三項、第九百八十条、第九百八十一条、第九百八十四条関係）

⑵　遺言の証人及び立会人となることができない者に、受遺者（推定相続人である者を除く。）の被用者等を加える。（第九百七十四条第三号関係）

8　その他

その他所要の改正を行う。

第２　任意後見契約に関する法律の一部改正

1　任意後見開始の審判の創設等

⑴　任意後見契約とは、任意後見開始の審判がされた時からその効力が生ずる定めがあるものをいうものとする。（第二条関係）

⑵　家庭裁判所は、精神上の理由により本人の事理弁識能力が不十分な状況にあるときは、請求により、任意後見開始の審判をするものとし、任意後見開始の審判の請求権者に、公正証書によって本人の指定した者を加える。（第五条関係）

⑶　家庭裁判所は、明らかに任意後見監督人による監督の必要がないと認めるときは、任意後見監督人を選任しないことができるものとする。（第七条関係）

2　任意後見契約の効力の発生順序に係る合意の創設

他の任意後見契約の受任者が欠けるに至るまでは、任意後見開始の審判をすることができない旨の合意をすることができるものとする。（第四条関係）

3　任意後見人と補助人との併存の許容

本人が補助開始の審判等を受けたときは任意後見契約は終了する等の規定を削除する。（改正前第四条第一項第二号、第二項、第十条第三項関係）

4　その他

その他所要の改正を行う。

第３　後見登記等に関する法律の一部改正

1　手数料の規定の整備

家庭裁判所から登記所に対して登記手数料を納付する規定を見直し、当該登記手数料を補助開始の審判等の申立ての手数料とみなすものとし、申立人が当該申立て時に当該登記手数料に相当する額を家庭裁判所に納付するものとする。（第十一条関係）

2　その他

その他所要の改正を行う。

第４　家事事件手続法の一部改正

1　特定補助人を付する処分の審判をする際の精神の状況に関する意見の聴取及び鑑定

家庭裁判所は、特定補助人を付する処分の審判をするには、当該審判を受ける者となるべき者の精神の状況につき、医師二人以上の意見を聴いて、明らかにその必要がないと認めるときを除き、鑑定をしなければならないものとする。（第百十九条関係）

2　補助の制度に係る各審判をするに当たっての意見照会

家庭裁判所は、補助の制度に係る各審判をする場合には、市町村長その他適当な者に対し、本人の心身の状態、生活の状況その他の必要な事項に関する意見を求めることができるものとする。（第百二十条第三項関係）

3　その他

その他所要の改正を行う。

第５　法務局における遺言書の保管等に関する法律の一部改正

1　保管証書遺言に係る遺言書の保管等の創設、遺言書の保管の申請等の手続の見直し

⑴　第１の５の保管証書遺言について、法務局における遺言書の保管及び情報の管理等に係る規定を新設する。（第九条～第十一条、第十四条第四項、第五項、第十五条関係）

⑵　自筆証書遺言書も含め、出頭又は書類の提出を要することなく遺言書の保管の申請等を行うことを可能とする。（第六条～第八条、第十二条～第十四条第三項、第十六条～第十八条、第二十一条関係）

2　その他

その他所要の改正を行う。

第６　施行期日等

1　この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次に掲げる事項は、それぞれ次に定める日から施行する。（附則第一条関係）

⑴　第１の６及び７　公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

⑵　第１の５及び第５　公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日